

京都市訓令甲第 20 号

序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表第1局長及び担当局長（総合企画局都市経営戦略担当局長，文化市民局文化芸術担当局長，文化遺産普及・活用担当局長及びスポーツ担当局長，保健福祉局医務担当局長，都市計画局都市政策担当局長及び建築技術・景観担当局長並びに建設局防災減災・公園利活用担当局長を除く。）の項中「，文化遺産普及・活用担当局長」を削り，同項第8号中「予算の」の右に「令達並びに」を加える。

別表第1担当部長並びにエネルギー政策部長，学校跡地活用促進部長，SDGs・市民協働推進部長，京都創生推進部長，大学政策部長，政策企画調整部長及び地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長の項中「政策企画調整部長」の右に「，京都芸大・文化連携推進部長」を加える。

別表第1局の庶務を担当する課長（政策総務課長を含む。）の項第7号中「市有財産」を「公有財産（不動産及びその従物に限る。）」に，「に基づく保険料」を「及びこれに伴う経費」に改める。

別表第1課を置かない室に置く課長及び担当課長（課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長，政策企画調整第一課長，情報管理課長及び統計解析課長を含む。）及び担当課長を除く。）の項中「課を置かない室に置く課長及び担当課長」を「担当課長及び課を置かない室に置く課長」に改める。

別表第1担当課長（課を置かない室に置く担当課長を除く。）の項を削る。

別表第2適正処理施設部長の項第3号中「及び売却決定」を「並びに売却の決定及び契約」に改め，同号に次のただし書を加える。

ただし，契約にあつては，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約に限る。

別表第2財政担当局長の項第11号及び同表管財契約部長の項第6号中「売却契約（」の右に「環境政策局及び」を加える。

別表第2資産管理課長の項第2号を削る。

別表第2契約課長の項第3号中「売却契約（」の右に「環境政策局及び」を加える。

別表第2 税制課長の項第3号中「株式等譲渡所得割交付金」の右に「、法人事業税交付金」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 個人の府民税に係る徴収取扱費の収入決定に関すること。

別表第2 文化市民局文化遺産普及・活用担当局長の項を削る。

別表第2 地域企業イノベーション推進室長の項に次の1号を加える。

(2) 京都市中小企業等再起支援補助金に係る交付決定その他の決定及びこれに伴う経費の支出決定に関すること。

別表第2 クリエイティブ産業企画課長の項中「クリエイティブ産業企画課長」を「伝統産業課長」に改める。

別表第2 地域企業支援策活用推進室長の項を削る。

別表第2 社会参加推進課長の項中「社会参加推進課長」を「企画・社会参加推進課長」に改める。

別表第2 建設局長の項中第9号を第11号とし、第2号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令による事務に関すること。

(3) 鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令第2条による申請書の進達に関すること。

別表第2 道路河川管理課長の項中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 軌道法施行令第5条において準用する同令第3条による申請書の送付に関すること。

(6) 軌道法施行令第8条による工事の着手又はしゅん工に係る届出の受理及び報告に関すること。

別表第2 自転車企画課長の項中「自転車企画課長」を「計画調整課長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)